

苫小牧港管理組合緑地等管理条例

(趣旨)

第1条 この条例は、緑地等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「緑地等」とは、苫小牧港管理組合(以下「組合」という。)が港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき公示した緑地又は公園をいう。

(行為の制限)

第3条 緑地等において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売、募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(2) 業として写真又は映画を撮影すること。

(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために緑地等の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

3 管理者は、第1項各号に掲げる行為が緑地等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

4 管理者は、第1項又は第2項の許可に、緑地等の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の禁止)

第4条 緑地等においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 緑地等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

(3) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。

(4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。

(5) 広告宣伝をすること。

(6) 指定された場所以外の場所に車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。

(7) 立入禁止区域に立ち入ること。

(8) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為又は他人の迷惑になる行為をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、緑地等の利用及び管理に支障のある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 管理者は、緑地等の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は緑地等に関する工事のためやむを得ないと認められる場合において、緑地等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、緑地等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(工作物等の設置)

第6条 緑地等に工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)を設けて緑地等を占用しようとする者は、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

3 管理者は、工作物等の設置が緑地等の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

4 第3条第4項の規定は、第1項又は第2項の許可について準用する。

(使用料)

第7条 第3条第1項若しくは第2項又は前条第1項若しくは第2項の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、管理者が特別の理由があると認める場合を除き、前項に規定する許可の際に徴収する。

3 管理者は、公益上の理由その他特別の理由により必要と認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第8条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者は、緑地等の占用の期間が満了したとき、又は緑地等の占用を廃止したときは、直ちに緑地等を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当な場合においては、この限りでない。

2 管理者は、第6条第1項又は第2項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、緑地等の原状回復若しくは緑地等からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 緑地等に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 緑地等の保全又は緑地等の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、緑地等の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(監督処分に伴う損失の補償)
第10条 組合は、この条例による許可を受けた者が前条第2項の規定により処分をされ、又は必要な措置を命ぜられたことによって損失を受けたときは、その者に対し、通常受けるべき損失を補償しなければならない。

(過料)
第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。
(1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号のいずれかに掲げる行為をした者
(2) 第4条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者
(3) 第6条第1項又は第2項の規定に違反して工作物等の設置をした者
(4) 第9条第1項又は第2項の規定による管理者の命令に違反した者

第12条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(その額が5万円未満のときは、5万円)以下の過料を科する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

(雑則)
第14条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

- 附 則
(施行期日)
1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- (経過措置)
2 この条例の施行の際、現に苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例(昭和40年条例第4号)第4条の許可(緑地等における工作物等の設置の許可に限る。)を受けている者は、第6条第1項の許可を受けたものとみなす。
- (苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部改正)
3 苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例の一部を次のように改める。
第2条第1項中「した施設」の次に「(他の条例に基づいて管理されるものを除く。)」を加える。

- 附 則(平成26年2月25日条例第2号改正)
1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
2 この条例による改正後の苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第1及び別表第3、苦小牧港管理組合緑地等管理条例別表、苦小牧港の港湾区域内の水域等の占用料等徴収条例別表、苦小牧港の海岸保全区域の占用料等徴収条例別表並びに苦小牧港管理組合入港料条例第3条の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。

- 附 則(令和元年8月30日条例第2号改正)
1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
2 この条例による改正後の苦小牧港管理組合港湾施設管理使用条例別表第1及び別表第3、苦小牧港管理組合緑地等管理条例別表、苦小牧港の港湾区域内の水域等の占用料等徴収条例別表、苦小牧港の海岸保全区域の占用料等徴収条例別表、苦小牧港管理組合入港料条例第3条並びに第4条の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る料金について適用し、同日前の許可に係る料金については、なお従前の例による。

別表(第7条関係)
(1) 第3条第1項又は第2項の許可に係るもの

区分		単位	使用料
第3条第1項第1号又は第3号に掲げる行為	臨時的なもの	1平方メートル1日につき	46円
	その他のもの	1平方メートル1月につき	460.9円
業としての写真撮影		写真機1台1月につき	3,770円
業としての映画撮影		1件1日につき	1,880円
その他の行為		管理者がその都度定める。	

(2) 第6条第1項又は第2項の許可に係るもの

区分		単位	占用期間	
			1月未満	1月以上
埋設管、架空管、電柱その他これらに類するもの	地上	占用面積1平方メートル1月につき	57.2円	52円
	地下		33円	30円
	空間		24.2円	22円

上記以外の工作物	占用面積1平方メートル 1月につき	68.6円	62.4円
----------	----------------------	-------	-------

備考

- 1 占用面積若しくは行為に係る面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該面積又は当該端数は、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 外径又は幅員が1メートル未満の埋設管、架空管及びこれらに類するものに係る占用面積は延長1メートルを1平方メートルと、外径又は幅員が1メートル未満の電柱及びこれに類するものの占用面積は1本を1平方メートルとして計算するものとする。
- 3 使用料の額が月額で定められているものに係る占用若しくは行為の期間が月の途中から開始し、又は月の途中で終了するときは、当該開始し、又は終了する日の属する月は、1月として計算するものとする。ただし、その月における占用又は行為の期間が16日未満であるときは、半月として計算するものとする。